佐賀県公示(会第3780号)

取引店及び緊急支払店の指定(平成28年3月31日会第4112号)の一部を次のように改正し、平成30年3月26日から施行する。 平成30年3月26日

佐賀県知事 山口 祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
1 略			1	略			
2 緊急支払店			2	2 緊急支払店			
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称		名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及 び事業所等の名称	
略			略				
" <u>大町支店</u>	" 大町町	杵島商業高等学校	"	北方支店大町出張	" 大町町	杵島商業高等学校	
略			<u>所</u>				
			略				